

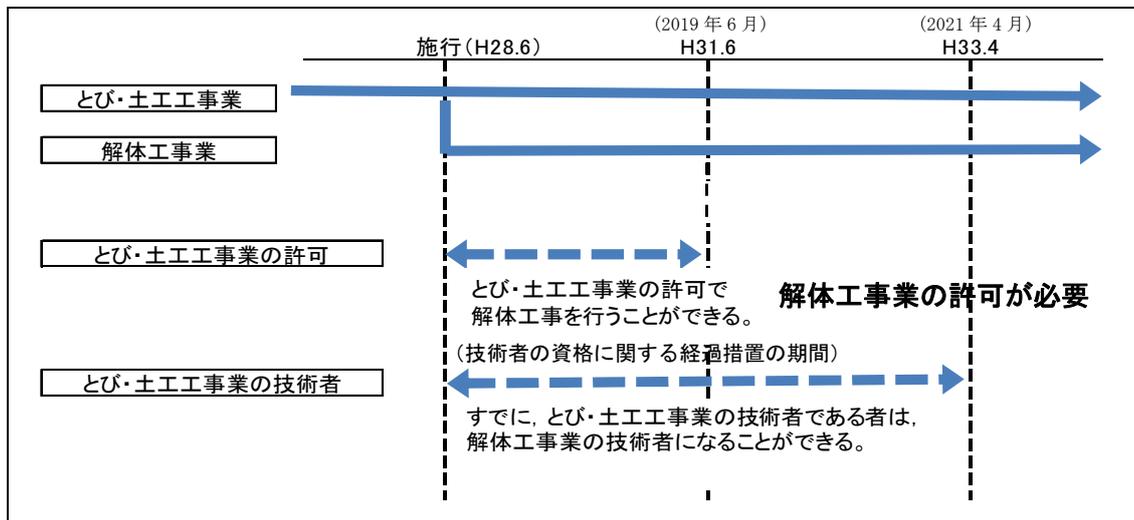
解体工事業の許可に関する経過措置の終了について

平成28年6月1日より新たに解体工事業が許可業種に追加されましたが、平成28年5月31日以前にとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる場合は、法改正後も引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することができる経過措置が設けられています。

この経過措置は平成31年5月31日で終了し、平成31年6月1日以降に500万円以上の解体工事を行う場合は解体工事業の許可が必要となりますので、同日以降も引き続き解体工事を行う場合は、経過措置終了までに速やかに解体工事の許可を受けてください。（平成31年5月31日までに解体工事業に係る建設業許可申請をしたとび・土工工事業許可業者は、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は解体工事を施工することが可能です。）

※なお、とび・土工工事業の技術者に関する経過措置は、平成33年3月31日までとなっております。（この日までは解体工事業の監理・主任技術者や営業所の専任技術者になることができます。）

[解体工事業に関する許可及び技術者の経過措置について]



【解体工事業の許可の追加に関する経営事項審査と入札参加資格について】

公共工事の解体工事を受注する際は、解体工事業の経営事項審査の受審が必要であり、国又は自治体ごとに入札参加資格を取得する必要があります。

[経営事項審査]

業種追加によって解体工事業の許可を取得した場合、直近の審査基準日での経営事項審査を受審済であっても、経営事項審査の申請を行うことが可能です。

[入札参加資格]

解体工事業の許可及び経営事項審査の受審が間に合わなかった等の理由により、平成31・32年度の入札参加資格の定期受付で解体工事の申請ができなかった方については、茨城県の場合、追加受付で入札参加資格の申請をすることが可能です。また、各自治体で申請受付時期等が異なりますのでご確認ください。

問い合わせ先：茨城県土木部監理課（029-301-4334）